

公益財団法人日弁連法務研究財による認証評価結果について

本年3月29日、公益財団法人日弁連法務研究財による認証評価結果が公表され、本法科大学院について、同財団が定める法科大学院評価基準のうち1-3（自己改革）及び9-1（法曹に必要なマインド・スキルの養成（総合評価及び適格認定））の基準を満たしていないとの評価が示されました。その理由とするところは、自己改革の取り組みの多くが2015年度以降に行われ、内容として十分ではなく、その実施が遅きに失しているとのことです。この2つの基準以外の法科大学院評価基準（入学者選抜、教育体制、教育内容、カリキュラム、授業、学習環境・人的支援体制及び成績評価・修了認定）はすべて満たしているながら、自己改革の取り組みが遅きに失した（2013年頃から行われるべき）ということで不適合との評価がなされています。

しかしながら、この認証評価結果については理解しがたい点が多く、事実認定も誤っており、論理的に成り立たない箇所も多く見られますので、到底承服できるものではありません。また適切な理由がなされていない評価や改善に向けての指針とは言いがたいような指摘も多く見られましたので、これらを取りまとめた上で、本年4月27日に本学学長名において異議申立てを行いました。

もともと、認証評価において指摘された事項については真摯に受け止める必要があり、問題点の他に改善意見も多くありました。そこで、以下に述べますようにこれらのほとんどすべてについては、現時点で既に適切な対応が完了しております。

- ① 平成30年度入学者より修了・進級要件におけるGPAを2.00としました。
- ② 平成30年度より民法科目におけるオムニバス方式の講義を解消し、1人の教員による講義を行っています。
- ③ 修了判定、進級判定及び成績評価に対する異議申立規程を制定し、施行しています。
- ④ 昨年度後期の定期試験より、試験問題の論点ごとに成績評価基準を講評として配布し、採点済み答案を返却しています。
- ⑤ 平成31年度に向けて、カリキュラム編成及び平常点のあり方をはじめとした成績評価の一層の厳格化の検討を始めています。

このような次第ですので、本法科大学院の受験を検討されております皆さんにおかれましては、入学後も安心して勉学に集中することができます。異議申立ての結果については、いずれ公表されますので、以上の点についてのご理解をお願いする次第です。

2018年（平成30年）6月2日
専修大学大学院法務研究科長（法科大学院長）
佐野 裕志